

大阪府環境審議会水質規制部会（第2回）議事要旨

日時：平成22年10月1日(金)10時～12時

場所：国民會館・住友生命ビル 小ホール

議事要旨

- (1) 「ほう素等3項目の排水基準に係る経過措置の見直し(案)」に対する府民意見等の募集結果及び水質規制部会の見解について

府民意見等の募集結果及び水質規制部会の見解案を事務局が説明（資料1）

海老瀬部会長 意見は、確実に発信元を明らかにしてくるのか。なくても受け付けられるのか。

事務局 名前は書かれている。抜けていたときにパブコメ意見として扱うのかどうかは確認していない。

- (2) 「ほう素等3項目の排水基準に係る経過措置の見直し」の部会報告について

前回部会の意見について事務局が補足説明（資料2）

池委員 その他の地域の電気めっき業のほう素の排水実態は、事業場数が45あるなかで37mg/Lという高濃度が出ているところは数が限られているのか。

事務局 37mg/Lは1事業場だが、それと同じようなレベルの事業場が少し残っている。

部会報告案について事務局が説明（資料3）

津野委員 「排水量に関わらず」という表現は、排水量の区分で基準が変わる場合があるので誤解を招かないか？ 上水道水源地域の新設事業場に暫定排水基準が適用される場合があるのか

池委員 「府域に該当事業場が存在しないもの」の項では「上水道水源地域では、旅館業に対するふっ素の基準を除き、新設については暫定基準を適用しない」と記載すべき。

津野委員 考え方3の下の説明では、総論とふっ素の別扱いの話が並んで記載されていて、一致しない。

海老瀬部会長 ふっ素が例外と分る表現に修正する。

池委員 考え方3で「その他の地域」について、原則、法と同様の暫定排水基準を適用し、「ただし、十分に対応できる見込みが見ついた場合については上乘せも考慮する」検討を行い、それを受けて考え方2にいくのではないか。それが基本的なスキーム

津野委員 細かい部分だが、水濁法という簡略は気になる。2ページの1番上は「水

質測定が 105 河川 144 地点、海域 22 地点で実施されており」に修正を。
7 ページの化学処理のところには、人の健康の保護上、問題は起きていない
と入れなくて良いのか。

島田委員 6、7 ページの , , の (30 m³未満) は (日平均排水量 30 m³未満)
と正確に書くべき。し尿処分量の「化学処理を行うものを除く」で該当する
4 事業場のうち 3 事業場の実態を表に示しているの、あと一つの説明をす
ること。

海老瀬部会長 暫定基準を続ける場合「適当」と言うのはよくない。もっと濃度の低い
ものを目指すべきと思うので、「妥当」に表現を変えた方がいい。

海老瀬部会長 基本的な考え方等の表現を直して確認を受けた上で、最終的に問題なけ
れば、報告するというところでよろしいか。

委員総員 (同意)

(3)閉会挨拶 環境管理室長 笠松